

經濟論叢

第七十九卷 第六號

- 時代区分の經濟理論……………堀 江 英 一 1
- 中東石油と国際カルテル……………松 井 哲 夫 17
- 社会保障の經濟理論……………與 田 柁 34
- いわゆる「栗原理論」の批判的撰取について
……………福 富 正 実 57
-

昭和三十三年六月

京都大學經濟學會

社会保障の經濟理論

與 田 柁

は し が き

わが国において社会保障制度確立の必要が叫ばれはじめてから既に十年近くを経過し、爾來多くの人々が熾烈にその樹立を要求し、その間幾つかの「立派な」試案が公表されたにも拘らず、今日依然としてその実現を見るに至らないのは、如何なる事由に基づくものであろうか。それは、よく言われるように、わが国の經濟力の弱さに基因するものであろうか？この小論は、かかる問題を中心にして、社会保障制度の本質把握を試み、以てわが国が当面すべき社会保障制度の課題を、明らかにしようとするものである。

一 社会保障の二重性格

社会保障制度はいろんな意味で矛盾した性格を身にまとい現れてくる。即ちそれはデモクラシー理念の發展と考えられる反面、社会政策―社会保険の顧落形態とも考えられる。又、社会保障は、一般に、最低賃金制や完全雇用を前提条件として成立しようと考えられる反面、社会保障制度の確立を要求する地盤はまさに低賃金と慢性的大

量失業によりおびやかされている資本主義社会そのものである。

社会保障制度を考察する場合、なによりも重要なことは、楯の裏面を見落すことなく、両面を統一的に把握することとなければならないが、既存の諸研究では、この点が充分に意識されているとは云い得ない。

I 近代デモクラシーと社会保障

社会保障制度をデモクラシー発展の成果として無条件的に礼讃する態度は俗耳に入り易いだけに最も警戒せねばならない。かかる見解は、社会事業の実務家の中では頗る一般的であるのみならず、一部の理論的研究者の中にも少なからず見受けられるので、今その代表的なものとして、長尾春雄氏の所論を簡単に批判しておこう。

長尾氏は「全体主義国家に於ける社会保障は人民の自由の犠牲に対する代償で」あるが、「民主主義社会」における「社会保障の意味は、之に反して、窮乏によって失われた個人の實質的な自由を恢復して少くとも最低限の経済的平等を保障し、社会的機会均等の基礎条件を据えようとするにあるのである」とされる。このことをもつとはつきり云うならば、社会保障は「人民の自由を確保」する作用をもち、「民主的自由民主主義の伝統それ自身の中に」存在しているところの「基本的な原理」だと云うことになる。^{*}

^{*} 長尾春雄稿『社会保障と民主主義』八社会保険時報・第二三卷第一〇号V四一六頁

社会保障制度がデモクラシーの発展と深い関連を有することは疑う余地がない。然しこのことは社会保障制度という「人民の自由を確保する」手段が、民主主義の伝統それ自身の中に無条件に「基本的な原理」として内在していることを意味するものではない。問題は、本質的にはデモクラシーをどのように把握するかにかかっている。資本家階級とその階級的利益擁護者としての国家は、資本制階級社会の体制維持のために、労働者階級の反

抗に直面して彼らの諸権利を容認するに至るのであるが、まさにこの譲歩による支配こそが、ブルジョア・デモクラシーの本質をなすものに外ならない。^{*}かかる意味において（即ち、譲歩の方法）ブルジョア・デモクラシーの内容は社会保障、という関連において、社会保障制度がそれを生ぜしめた当該社会のデモクラシーの質的内容を表示するものとして、私たちは両者の関係を重視するのである。ブルジョア・デモクラシーは直線的に人民の自由を確保し拡大してゆくものではなく、その拡大の基底には、まさに人民の自由そのものの破壊、デモクラシーの危機が横わっていることを知らねばならない。

コールが社会保障発展の二因を国民感情（社会的態度）の変革に求める場合、^{**}このような意味において、私は彼の言うところを納得することが出来る。然し、社会保障をデモクラシー精神の勝利の結晶として国民協同体的要求の自己貫徹過程を意味するものとみるベヴァリッジの見解に対しては、私は明らかに不承認を示さざるをえない。

* 岸本英太郎著『窮乏化法則と社会政策』（一九五六年刊）五五・一二一・一三八頁参照。

** G. D. H. Cole, *British Social Service*, p. 7.

Ⅱ 社会政策（社会保険）から社会保障への発展と顛落。

社会保障の本質規定については必ずしも諸家の見解は一致していないが、社会保障が社会保険と公的扶助との統合という形態をとって現れるという点については、殆んどすべての論者のひとしく承認するところである。例えば、岸本氏によれば、社会保障は「社会保険を中核として、これに国家扶助制度を配し、もって全国民に一定の最低生活……保障することを内容とする」（岸本著・前掲書、一三八頁）ものである。

もともと資本制社会は、その落し子たる社会的諸弊害社会問題に対処するものとして二つの救済策、即ち社会

政策（社会保険）と社会事業（社会扶助）とを持っていた。この場合、この両者はその救済の対象を異にするのみならず、その救済の方法に形態には質的相違が存在している。従つて、労働者をまさにその労働者としての資格において、名実ともに権利義務の關係として救済するところの社会政策的救済策が、当然、重要な地位を占めることとなる。

* 社会政策・社会事業は夫々その対象を異にしているという考えは一般的である。私は曾て、大河内氏が社会政策と社会事業との相異をその対象の種類に求めておられる点を批判したことがあるが、このことは必ずしも夫々の対象が異つていないことを否定するものではない。（拙稿『社会政策・社会事業』八経済論叢・第七八卷第四号・一九五六年（参照））

ところで社会政策は、労働者階級の窮乏化を暫時的に阻止・緩和するものではあるが、窮乏化の進行そのものを阻止するものではない。即ち労働者階級の絶対的窮乏化法則は、労資の対立・闘争その成果としての社会政策に媒介されつつ断続的に自己を貫徹してゆくのである。かくて社会政策の相隨ぐ発展にも拘らず、労働諸条件の労働力の価値以下への乖離——絶対的窮乏化は不可避的なものとなる。然し窮乏化を強要される労働者階級は、自分自身の組織と闘争力を持つ一つの社会的勢力であるため、手をこまねいてその窮乏にあまんずるということとはありえない。ここにおいて支配階級——国家は、現存支配体制を維持するためには、この労働者階級の反抗に対して讓歩——改良を与えざるを得ない事態に立ちいたることがある。而も資本主義発展の一定段階（普通には一般的危機の段階）以後においては、この讓歩は従前のそれとは異つた形式のものとならざるをえない場合が生ずるに至る。イギリスにおける具体的事例について簡単に考察してみよう。

一九一一年にはじまる失業保険は、高給熟練労働者の相互扶助による従来の救済が社会的に無効力なものとなつ

たところにその發生の経済的基盤をもち、その制定は、労働者大衆の失業による苦痛を一応減少せしむるの效果をもつていた。然し第一次大戦後における失業の増大は二つの面において失業保険制度の危機をもたらしした。即ち失業の量的増大は給付総額を尨大な額たらしめざるをえず（保険財政の危機、更に失業の慢性化——失業期間の長期化——は、所定の保険給付終了後の生活不安を深刻化せしめ、受給期間を完了したにも拘らず、なお失業している者や受給資格を得る前に失職した類しい数の失業者の窮状を放置出来なくなった。***）

＊ 並びに ＊＊ 失業者数は、第一次大戦の前と後とは、隔段の相違を示している。即ち、戦後の失業率は戦前の約二倍半。失業率が高くなることは、必然的に個々の失業労働者の失業期間の長期化を惹起し、従つて失業による苦痛の増大は、失業率で示された数字（倍数）よりも遙かに大きいものとなる。誠にベヴァリッヂが詳した如く、第一次大戦後の英国の失業は、「新しい・より獐狂な相貌」を以て現れたのである。（Beveridge, W. H., Full Employment in A Free Society, p. 106）

*** 拡張給付はかかる事態に対処すべく生れたものである。（岸本著、前掲書・一二四頁）

この危機を乗り越える道は、従来の保険原理に立脚する限り、ただ一つしかない。即ち失業者数の増加による増大した給付費を賄い、更には失業期間の長期化に対応する給付期間の延長による増大した給付費を賄いうるようには保険料を引上げることである。然し、失業保険制度を危機に陥し入れたところの事情そのものがまさに保険料引上げを不可能ならしめる。というのは、尨大な産業予備軍の重圧の下に一層の窮乏化を余儀なくせしめられている労働者階級は、実際にそれ以上の負担力を持つている筈はなく、又彼らの直接的責任とは無関係な大量失業の処理費の負担を承認しようとはしないことは誠に当然のことだからである。資本家——雇主も出来ることなら直接的負担——即ち保険料の雇主負担分の引上げ——を避けようとする。

かくして選択可能な三つの道があらわれる。即ち(1)、労働者階級の既得権(社会保険)を剝奪し彼らを徹底的な抑圧と無権利状態とに突きおとす(ファッシズムへの道)か、或いは(2)、雇主の負担増加により従来の保険原理の基本線を崩さずに失業問題に対処し、以て労働者階級の増大せる不満と反抗とを鎮めるか、更には(3)、この雇主の負担を他のもの(国庫||租税||国民大衆の負担)に転嫁しながら、而も労働者階級に対しては(2)の場合と同一の効果を待つところの新たな対応策を案出するか、の三つの道。そしてこの第三の道こそまさに社会保険への道の基本線に外ならない。要するに、社会保険とは、従来の社会的対応策(社会保険)が二重の意味での危機に直面するに当り、自から転身せざるを得なくなったところの新しい型の社会的対応策であり、それは社会保険と公的扶助との統合物としてあらわれる。従って社会保険の本質は社会政策のそれと全く同一であると思ふべきであるが、その対応の形態には大きな相違が存することを忘れてはならない。而もこの対応の形態の変化は単に技術的便宜的なものではなく、この変化||相違こそは当該資本主義社会の激化せる矛盾の質的側面を表示するものに外ならない。

* かかる意味において、社会保険制度は社会保険を中核とするものであるということが云い得る。

社会保険が「全国民に一定の最低生活を、国家の義務として、国民の権利として保障することを内容」としてゐるという点において、更にはそれが実際、被救恤的窮乏層を減少せしめることが出来たという点において、それは確かに従前の社会的対応策からの数歩の前進であると称することが出来よう。然し同時に、それが「勤労者階級内部の賃金・俸給の再分配を通して、しかも総体としてますます実質的に減少してゆく勤労者階級内部の所得の平準化(levelling of incomes)を通して実現されている」という点において、更にはかくして実現せられた最低生活の水準なるものが、社会保険制度の完備を誇るイギリスにおいてさへも、非常に不十分なものにしかすぎないという

点において、それは「資本制生産の深刻な危機における社会保険の危機的顛落形態に外ならない」という酷評を免かれることは出来ないと言わねばならない。

* 岸本著、前掲書・一五〇頁、傍点引用者。

なお、社会政策（社会保険）による救済は労働者の権利として与えられたものではあるがこの場合、最低賃金制を別とすれば、個々の社会政策は必ずしも労働者の最低生活を直接保障しようとするものではなかった。

社会事業の場合には、実質的には、権利義務の關係が存せず、従ってそれが保障しようとする最低生活も肉体的生存費以下の苛酷なものたるざるをえなかった。

* * 岸本著、前掲書・一五〇頁

ベヴァリッヂが、最初からかかる同一階級（勤労者階級）内部での所得の再分配を目論んでいたことは明らかである。「窮乏の根絶は……正当な分配を必要とする。然し正当な分配とは……生産における諸要素間の分配、即ち土地、資本、経営および労働の間の分配を意味するものではない。必要なのは、賃金労働者自身の間の、収入のある時期と収入のない時期、或いは家族の負担の多い時期と家族の負担の少い時期またそれが全然ない時期、その間の購買力の分配をよりよくすることである」(Social Insurance and Allied Services, Report by Sir William Beveridge, p. 167)

なお、「グリーン・クラーク」は、現行社会保障制度を国家財政から分離せしめようとする提案を行っているが、その場合、社会保障による所得の再分配が勤労者階級内部での再分配にすぎない点を指摘し、これを以てその提案の一論拠としている。

(Clark C. Welfare and Taxation, 1954.)

* * * 近藤氏は、イギリス社会保障において保障される生活水準を批判して、それは「確かに国民の最低生活を保障するものであるにちがいないが、それはいわば絶対的最低生活の保障であって、それ以上のものではない。それはたとえ労働力の価値の最低限を保障し得ても、労働力の価値を保障しようとするものでないことは明らかである」と述べておられる（近藤著・前掲書・三六—三七頁）。社会保障において保障される最低生活が労働力の価値に相当するものでないことはむしろ当然のことである。社会保障に対して労働力の価値の保障という過大な任務を与えることは、社会保障ひいては資本主義体制そのものに対

する不当な幻想を与える結果となるであらう。社会保障の保障する生活水準を検討する場合には、むしろそれが現実には労働力の価値の最低限にさへ遠く及ばないという点にこそ問題が存するのではなからうか。岸本氏は、イギリス国民保険の給付額がラウントリー(B. S. Rowntree)の貧困線(一九五〇年における第三次ヨーク調査のもの)よりも遙かに低く決定されている点を指摘し、「イギリス社会保障制度にいう国民の最低生活が生活の名に値しない補給金的なものにすぎないことは極めて明らかである」との痛烈な批判を下しておられる(岸本著、前掲書・一四一頁)

*** 岸本著、「社会政策論の根本問題・増補版」(一九五三年刊)三七頁

二 社会保障の前提条件(一)

——絶対的窮乏化について——

前節において私は、社会保障制度はこれを発展と顛落の二重性において捉えねばならぬことを指摘して、社会保障の本質を明確化することに努めたのであるが、それはまだ抽象的規定たらざるを得なかった。以下社会保障成立の前提条件を検討することにより、その実体上本質をより鮮明ならしめよう。

社会保障制度を必然化する一般的基底としての労働者階級の絶対的窮乏化

前節までの敘述においても既に明らかな如く、資本主義が一般的危機の段階に突入して以来、社会保障制度が時代の脚光を浴びて登場せざるを得なくなったという事態の基底には、労働者階級の絶対的窮乏化の進行という厳然たる事実が横たわっている。

ところで、経済学者の中には、労働者階級の絶対的窮乏化についてはこれを承認しても絶対的窮乏化についてはこれを否定する者もかなり存在するが、労働問題や社会政策を専攻する諸学者は大体において絶対的窮乏化の存在

を認めているようである。然し、一般の問題としては絶対的窮乏化の存在を承認しても、これを敢て社会保障の一般的基底として意識的に取入れようとしないのが殆んどすべての論者の一致した態度のようである。^{*}

* 既に引用した岸本氏著『窮乏化法則と社会政策』は、労働者階級の絶対的窮乏化法則と社会政策——社会保障との関連を、理論と歴史との両側面から丹念に取扱った労作である。

社会保障制度を絶対的窮乏化法則との関連のもとに把握しようとする数少ない学者の一人として島田啓一郎氏を挙げうる（島田啓一郎稿『社会保障の基本的性格』『人文文学』・第七集・一九五二年・所収）

近藤氏はその著『社会保障』（一九五二年刊）において、ただ一ヶ所、失業扶助法制定当時（一九三四年）のイギリスが「資本制蓄積の絶対的・一般的法則」につき当っていたと述べておられるが（同書二五頁）、絶対的窮乏化法則についての明確な言及は見当たらない。然しその三年前の一論文においては、明らかに絶対的窮乏化と社会保障との結びつきを承認しておられる。

「それ（窮乏化のこと——引用者）が……絶対的窮乏化として現われるところに問題がある。戦後、各国において社会保障制度が問題となり、特にイギリスにおいて著しい発展を示したという事実も、かかる原則（近藤氏は明らかに絶対的窮乏化の法則を指しておられる——引用者）との関係においてのみ、その本質を明らかにすることが出来るのである」（近藤稿『労働者の窮乏化と社会保障』『労働評論』・一九四九年八月号所収）三—四頁。

大河内一男氏は、一般の問題としては絶対的窮乏化の存在を認められているが、私の知る限りでは、それと社会保障制度とを意識的に結びつけてはおられないようである。例えば『社会保障制度の条件』なる論文においては、生活危機の深化が個人の生活についての資本主義的な自己責任の原則を最早保持しえないものたらしめるところに社会保障発生の基盤があると論じておられる。（大河内稿『社会保障制度の条件』『社会保険時報』・第二四卷第一二号・所収）四頁。「生活危機の深化」こそ絶対的窮乏化の具体的現われに外ならない。大河内氏は絶対的窮乏化なる語を慎重に避けて「生活危機の深化」なる語を以てこれに代え、絶対的窮乏化と社会保障とを論理的に結びつけることを故意に避けておられるのではないかと思われる。そして大河内氏のこのような態度は、社会政策理論に対する氏の基本的態度と無関係ではないように思われる。このことは氏原正治

郎氏の所論を検討すれば一層明瞭となる。先づ簡単に氏原氏の理論を要約してみよう。

氏原氏は社会政策を「労働力の価値実現に対する制度的保障」として把握される。そして大河内氏と全く同様に、社会保険の場合には「直接生産に従事する労働力に対する『保全』策は当然に前提せられており、唯問題は、労働力が何らかの理由によって、直接の生産行程より排出せられた場合、換言すればそれは生産行程より一時遊離せられ、或は磨損せられて労働力を再び生産に結びつけ得るまでの期間如何にしてその労働力を回復せしめ或は保持せしむべきかに存する」（氏原正治郎稿『賃金と社会保障』『労働問題研究』第三二号五一—二頁に引用された大河内氏のことば）との立場に立たれる。換言すれば氏原氏は、現役労働者に対しては労働力の価値通りの支払いが行われることを前提とし、かかる場合においても、平均以上の必要を有する労働者や生産行程より一時離脱した失業者等の生活保障の問題が生ずるとなし、この問題を処理するのが社会保険であると考へておられる。従つて労働力の価値通りの支払いが行われない場合には「社会保険は労働者階級の最低の必要を充すに極めて不十分であるか、または保険財政難のために社会保険そのものが破綻しなければならない」とこととなる。（氏原稿、前掲論文・四三頁）

批判。第一。若し氏原氏の言うが如く、現役労働者に対して価値通りの賃金が支払われるものとすれば、社会政策（これは搾取の抑制・緩和を内容とするものである）としての社会保険の必然性は存在しない。社会政策—社会保険を俟たずとも、労働者階級は、一九世紀後半においてそうであつたように、自分自身の費用でその問題を処理し得る筈である。現役労働者に対する価値通りの支払いではなく、価値以下の支払いを前提としてはじめて、社会政策としての社会保険の必然性を理解することが出来る。従つて、氏原氏の言われるが如く、社会保険は単に「労働者間の所得の再分配によつて、その国民的最低限を保障する技術的手段」（氏原稿、前掲論文『労働問題研究』第三一—四五頁、傍点引用者）ではなく、そこには搾取の抑制—資本家の譲歩が存在せねばならない。

第二。労働力の価値通りの支払いが行われない場合には、社会保険の不十分さか或いはその破綻が生ずるという点については同感である。然しこのことは、社会政策（社会保険）の「発展」にも拘らず労働力の価値通りの支払いが行われず（絶対的窮乏化）、その結果、危機に傾した社会保険という対応形態が、他の形態（社会保障）にとつて代られざるを得ないという意

味においてである。氏原氏の理解とは正に逆。

要するに氏原氏は、労働力の価値以下の支払いが社会保険の破綻を生ぜしめることを意識しておられる点において、絶対的窮乏化と社会保障との関係を把握する戸口に立つておられるが、一般に社会政策を価値実現の制度的条件として理解されるその根本的態度の故に、敢てその中に入つて行くことにバツの悪さを感じてとまどつておられる、と評することが出来よう。

如何なる立場に立つ者でも、社会保障が「窮乏」に対する対応策たることを認めるといふ意味において、「窮乏」の存在を認めていることは明かである。然し窮乏が単なる窮乏——厳密に言えば相対的窮乏——にすぎないものであるならば、既に述べた如く、これに対する救済策は従前の社会保険なり社会事業なりで足りる筈である。窮乏の量的増大は、せいぜいこれらの救済策の量的拡大によつて処理され得る筈である。

従つて、社会保障制度の一般的基底——背景として横わっているものは、単に労働者階級の相対的窮乏化ではなく、その絶対的窮乏化でなければならない。前節でも触れた如く、この絶対的窮乏化という事実が、資本主義発展の一定段階以降において、従来の救済策を危機に陥し入れしめて、新しい型の救済策たる社会保障制度を生み出すに至ると考へるべきである。

* この時期は、一般的には資本主義が一般的危機の段階に入つた時期であるが、具体的には夫々の国の国家権力の性格や労働者運動のあり方更には国民経済構造の相違等に基づいて若干のずれを生ずる。イギリスにおいては、萌芽的には第一次大戦後早くもかかる段階に達し、二四年（失業法制定）には正にこの段階の入口に立っていた。さればこそ第二次大戦の真最中に社会保障制度が現実の問題として真剣に検討された所以である。

最後に、「絶対的窮乏化法則」といふことばについて、誤解を避けるために、簡単に説明を加えておくことが便利であろう。絶対的窮乏化とは、労働諸条件の労働力の価値以下への背離を指すものであり、それは必ずしも生活

水準＝生活内容そのものの悪化を意味するものではない。即ち生活水準は向上しながらもなお絶対的窮乏化に陥入るという場合がありうるわけである。これは労働力の価値が不変のものではなく、それが社会的歴史的な規定をうけて変化したし、更には労働諸条件の変化によっても変化を受けるからである。従つて、「前よりも生活が悪くなり、もっと乏しい食事をとり、もっと腹をへらす」^{*}ようにはならなくても、絶対的窮乏化はありうるのである。前よりもっと乏しい食事をとるという事態は、特異な危期の時期に生ずるにすぎず、一般的にはむしろ、よりよい食事をとりながらも絶対的に窮乏化してゆくと考えるべきである。

* 「労働力の価値規定の前提には、一定の発達段階にある社会における労働の對象的諸条件、労働日、労働の熟練度、労働の強度の平等程度が前提になっている」(氏原稿、前掲論文「労働問題研究・三一五号」四二頁)

** レーニン稿『資本主義社会における窮乏化』(アラウダ・一八一号・一九一二年一月三日)岸本著『窮乏化法則と社会政策』三六頁より再引用。

三 社会保障の前提条件 (二)

——大河内氏の所論をめぐって——

以上、社会保障を必然化せしめる基底には労働者階級の絶対的窮乏化法則の貫徹がなければならぬ所以を説明してきたのであるが、絶対的窮乏化はその一般的基底をなすにすぎず、これがそのまま社会保障を必然化せしめるものではない。そこには幾つかの環が介在せねばならない。労働者階級の運動＝反抗とこれに伴つて発展する生活構造の形成＝変革乃至は生活観念についての根本的変化は、それらの中でも最も重要なものであらう。然しこのことに就いては、便宜上、節を改めて論ずることとし、ここでは、先づその他の諸条件について検討を加えよう。

大河内氏は『社会保障制度の条件』(社会保険時報・第二四卷第一二号及び第二五卷第二号・所収)なる一文において、社会保障制度の条件として、完全雇用の実現と最低賃金制度の確立並びに重要産業の社会化の三つを列挙しておられる。以下、大河内氏の所論を吟味することによって社会保障制度の条件を検討してみよう。

I 「完全雇用」の実現、

大河内氏が、完全雇用の実現を以て社会保障制度成立のための第一の条件と見做される唯一の根拠は、若しそれを欠けば、「大量的な失業者に対する……生活扶助のための負担はいよいよ巨大なものとな(り)……、(それは)嘗て失業保険財政を破綻せしめたように、いままたでき上った社会保障制度を崩壊^{*}せしめるに違いないからである。

批判。若し「完全雇用」の実現が可能であるならば、もともと社会保障制度などというものは不必要であらう。既にイギリスの例においてみた如く、第一次大戦後の慢性的失業の大量化が従来の社会保険による救済を無力化せしめたところに社会保障への転身の契機が存在していたのである。この場合、或る意味では完全雇用実現の不可能なことにいつての認識がその根柢に横わっていたとみることが出来よう。従って、「完全雇用の実現」が社会保障制度成立の条件をなすのではなく、まさに「完全雇用の不実現」こそが社会保障制度を必然化させる社会経済的基盤であると云われなければならない。

勿論、このことは完全雇用実現のための努力の無意義を主張するものではない。若しわが国において、完全雇用が実現せられるならば、——否、完全雇用には程遠いものであつても、現在の大量失業がその五%でも一〇%でも解消せられるならば、それだけ——社会保障制度の樹立がより容易になり、その維持がより健全になる、というこ

とは極めて明かなことである。社会保障制度を離れて考えても、完全雇用はそれ自体として望ましいものであり、その実現のためにはあらゆる努力を尽すべきである。完全雇用と社会保障制度との関係について云えば、私は、こんにちの如き大量失業——就中老大な潜在失業、部分失業——の存在が、特にわが国においては、標準的な生活構造の形成を妨げているという点に、むしろ重大な問題が横ついていると考えている。

とまれ、それが必ずしも文字通りの完全雇用の実現を意味するものではなく、「当面の失業者をてきうるかぎり最少量にまで減少せしめる」ということを意味するとしても、完全雇用の実現を社会保障制度成立の基本条件とすることは、第一に、資本主義社会において完全雇用の実現が可能であるかの如き幻想を与えるという点において第二に、支配階級に対して完全雇用実現までは社会保障制度樹立への努力をサボってもよいという口実を与えるという点において、第三に、労働者階級に対していつ実現するか分らぬ完全雇用という幻を与えることにより現在の窮状克服への諦めを強要する可能性があるという点において、それは大きな害毒を流すものであると云わねばならぬ。

* 及び * * 大河内稿、前掲論文(下)・二頁

* * * 「日本経済に対して『完全雇用』を望むことは殆んど夢想に近いであろう」(大河内稿、『生活危機と生活保障』八改造・一九四九年七月号V一一頁)

補 ベヴァリッジはその『報告』において、雇用の維持——大量失業の回避を社会保障の第三の前提として掲げている。然しこの場合は、理論的な問題として提出されたものではなく、現実の計画の一環として、換言すれば雇用の維持そのものを社会保障計画の中の一つとして持ち出しているように思われる。で、それは前提条件というよりもむしろ社会保障そのものの内容と考える方が妥当であろう。このことは児童手当を与えること並びに包括的な医療制度の設定が、夫々第一・第二の前提条件として掲げられていることから納得されよう。(Social Insurance and Allied Service, Report by Sir W. Beveridge.)

Ⅱ 重要産業の社会化

大河内氏は重要産業の社会化を社会保障成立のための第三の条件として掲げておられるが、その論拠は他の二つの条件の場合ほどには明快ではない。先づ中心的考えと思われるものを大河内氏自らに語ってもらおう。

「(社会保障制度により)国民の生活全体を『揺り籠から墓場まで』管理する経済社会は、その物的生産設備においても、その資金においても、決して私的企業の『自由放任』に委し得ないことはむしろ当然のことだと云わなければならない。国民の生活を總体として管理しなければならなくなっている経済社会が資材や資金や生活設備などを私的な領有や私的な管理に放任し得る筈がない」*

* 大河内稿、前掲論文(下) 七頁

実に含蓄に富んだ真意を攝み難い文章であるが、この文中には少くとも次の如き考えが底に流れているとみてよいであろう。

第一。社会保障の出現は、当該社会にとって、大なり小なり、体制的変革を意味するものである。第二。従ってその体制的変革は、消費過程の変革のみならず、物的生産の場における体制的変革を伴わなければならない。

批判。社会保障制度による国民生活の確保が、従前の方法による救済に比し、質的な相違を有していることは事実である。然し社会保障が出現したという事実だけでは、当該社会に体制的変革が生じたとは見做すことは出来ない。国家の本質が変わったとみることは不可能である。従って、かかる意味においては、社会保障と重要産業の社会化との間には必ずしも論理的な関連は存在せず、後者を前者の前提条件とみることは正しいとは云えない。

では社会保障制度を問題とするに当り、重要産業の社会化ということを完全に無視してよいのか？否。この場合、

この問題は二つの面において考慮されねばならぬ。

第一。社会保障も重要産業の社会化もともにブルジョア・デモクラシーの質的内容の一環をなすものとして考察すべきである。即ち、社会保障をその名に値いするほどの内容のものたらしめ得るところの社会的勢力は、その同一の力を以て、国家をして重要産業の社会化という譲歩を余儀なくせしめることが可能であろう。

第二。社会保障制度は、国家による国民（の最低）生活の確保を内容とするものであるため、それが充分な効果をあげ得るためには、現実には或程度の安定せる水準での国民経済活動を予想する。重要産業の社会化は、この期待をより大ならしめ得るであろう。然しそれが、恐慌や大量失業を完全に——少くとも相当効果的に——回避しうるものかどうかは極めて疑わしい。

要するに、重要産業の社会化は、完全雇用の実現と全く同様に、それは望しきものであり、その実現は社会保障制度に好条件を与えるものではあるが、厳密な意味での基本的条件と見做すことは誤りと云われなければならない。

Ⅲ 最低賃金制度の確立

現役労働者に対する最低賃金制が確立した上でなければ、社会保障制度の実現は殆んど不可能であるということとは、極めて明かなことである。というのは、最低賃金制を欠き、肉体的生存費以下の低賃金での就業者が巷にあふれている社会においては、たとえ「社会保障制度」が実施されたとしても、それが保障する生活水準は、このような低賃金を更に下廻るような内容のものとならざるをえず、それは本来この制度が目指す「国民の最低生活」とはおよそ程遠いものであり、その結果恐らくは社会事業的救済としての色彩を濃厚に帯びてこざるをえないであろうからである。かかる意味において、最低賃金制の確立は、社会保障制度成立にとって決定的な前提条件であると云う

ことが出来る。

最低賃金制と社会保障との関係を、より明確ならしめるため、以下若干の論点に触れておこう。

(1) 最低賃金制と社会保障制度とは相関々係にあり、前者が後者の前提であるのみならず、後者もまた前者の前提条件をなす。このことは最低賃金制が真に効果的に実施せられうるためには、社会保障制度の存在が前提とならねばならぬということを意味する。

従つて、私たちが社会保障制度の前提条件としての最低賃金制の確立を云々する場合、それは、当該社会にそれが規定する最低額以下の賃金取得者（以下単に「劣悪賃金取得者」と呼ぶ）が一人も存在しないということの意味する必要はないし、そのように考えることは誤りてさへある。主要な産業並びに地方の低賃金労働者のかなりの部分が最低賃金制による保護を受けておれば充分である。この場合、許容しうる「劣悪賃金取得者」の数（絶対数なり比率なり）は、最低賃金制度が規定する最低賃金額（以下便宜上「最低賃金率」と呼ぶ）と社会保障制度が保障する給付費との隔差の大小に依存するであらう。即ちその差額（前者マイナス後者）が小であるほど許容しうる「劣悪賃金取得者」数は小となり、その差額が大きくなるに従つてその許容数も大となるであらう。但し後の場合には、社会保障制度は、その名に値しないほどの劣悪な内容の生活水準を「保障」するにすぎないと前述の如くである。

(2) 社会保障が保障する生活水準は如何なるものであるか？この質問に対しては、それはノーマルな場合、「最低賃金率」よりも若干下廻った額であると答えるより外ないであらう。但し現実には、その乗離が拡大される——社会保障費の切下げ——可能性が絶えず存在する（これを支えるものは下からの圧力のみである）。少くとも、

それが「最低賃金率」よりも高くはならないということだけは明白である。

では、最低賃金制が保障するところの「最低賃金率」は一体如何なる内容のものであろうか？理論的には肉体的生存費——労働力の価値の最低限——と考えるべきであらう。このことは、わが国で当面の課題となっている最低賃金制において、獲得せらるべき最低額が労働力の価値の最低限（例えば八千円）であるべきだということとを、毫も意味するものではない。極端な低賃金が広範に蔓延し、老大な産業予備軍を抱え、而もこれらに抵抗する効果的な組織を欠いているわが国において、一挙に八千円の最低額が獲得せられうるということは夢物語りに等しい、わが国において獲得せられうる最低額は、恐らくそれを遙かに下廻つたものであろう。然し仮令それが四千円であらうと五千円であらうと、それは確保せられねばならぬ。そしてそれは一步々労働力の価値の最低限に近づけらるべきである。

最低賃金制獲得の道が、かくの如く程遠いものだとなれば、わが国においては、それが出来上つてしまふまで、従つて今後相当期間、社会保障制度の実現は不可能だということになりはしないか？然り。而して然らず。この点については後に触れる。

(3) 以上の叙述から既に読み取られ得る如く、社会保障の名に値する包括的な制度を問題とする限り、その前提条件としての最低賃金制は、「零細家内工業や苦汗作業的労働に対する賃金の最低基準の設定というような、小企業における労働者保護的な内容をもつた最低賃金制度ではなく、それぞれの産業分野における労働賃金の業種別最低水準^{*}の決定という意味におけるそれが問題である」ことは明かである（大河内稿、前掲論文下四頁）。

* 先に、最低賃金制が規定する最低賃金率は本来労働力の価値の最低限であらうと述べたが、このことと業種別最低賃金とい

う考え方は矛盾するものではない。というのは、業種により熟練度やエネルギーの支出度等に相違があるため、各業種の労働力の価値には自ら差異が生じ、従つてその最低限も異らざるをえないからである。

四 生活観念の変化について

以上、社会保障制度は、絶対的窮乏化をその一般的基底とし、最低賃金制の確立をその理論的前提条件とする、という点を論証してきた。然し現実的問題としては、これだけではなお不充分である。労働者階級の運動については今は触れないとしても、その外になお生活に対する観念の根本的变化が存在しなければならぬ。そしてこの問題は次の二つの面から検討する必要がある。(大河内稿、前掲論文(上)一頁参照)

I 一般の問題(個人生活の自己責任の原則)

近代市民社会は、働く貧民を身分的隷属から解放したのみならず、封建的な生活の保障からも彼らを「解放」した。かくて資本主義社会における個人の生活は完全に各個人の自己責任に委ねられることとなった。然るに資本主義の発展は願しい数の困窮者を排出し、所謂社会問題を発生せしめた。資本主義の初期の段階においては、これらの困窮者―被救恤民は、中世的慈悲や社会事業等によつて救済された。この場合、個人生活についての自己責任の原則は厳然として存在しており、これらの救済はこの原則の否定としてではなく、まさにその明白なる承認の上に、従つてそれは救済者の側における一方的恣意的なものとして与えられた。資産調査インヴェンターストと公民権剥奪とはその集中的表現である。

然るに、個人生活についての資本主義的な自己責任と「自由放任」の原則とは、資本主義が一般的危機の段階に

入りその矛盾が極端な形で露呈せられるに至ると、最早、保持しえないものとなってしまふ。^{*}然しながらこのことは直ちに、国家Ⅱ社会が個人の生活についての責任を引受けることを意味しない。国家がこのことを承認するに至るのは、「有権者の民主的圧迫」と「窮乏の」社会的原因をより明確に理解した結果生じたところの社会的態度の「変化」との結果としてである。^{**}

ところで、この「民主的圧迫」といい、「社会的態度の変化」といい、ともに単なる觀念的デモクラシー理念発展の産物ではない。その根底には、労働者運動の発展とそれに伴って徐々に培われてきた階級的社會觀（少くとも社会的諸問題の眞実の姿を合理的に理解しようとする態度）が、横っておらねばならない。

* 大河内稿、前掲論文（上）四頁

** G. D. H. Cole, *ibid.*, p. 7.

Ⅱ 特殊的問題（わが国の生活構造）

前項で述べたことは、資本主義があらゆる意味で順調な發展を遂げた社会において、一般的に云いうるところである。わが国の場合には、それ以前の問題が少からず存在している。なかでも、生活構造の標準化とでも称しうるところのものが、充分に形成されていないという点は最も重要な問題である。

わが国において、「生活」というものに対する近代的理念が形成されはじめたのは、極めて最近のことであり、今日もなお充分には確立されていない。少くとも敗戦前までは、男が自分の「生活」に深い関心を持つことは賤しいこととされ、それは国家や仕事の蔭に押しやられていた。^{*}

* 生活に対する近代的理念の形成を妨げた基本的原因は、この国の資本主義發展の特殊性である。その急速な資本主義化―近代化と労働者階級の無権利状態、重工業における巨大独占資本主義化と軽工業・消費材産業における広汎な零細企業、更には

工業における高度資本主義化と農業における停滞性、等々の跋行的諸關係を想起せよ。労働者階級が長い間無権利状態と極端な低賃金とを強要されていた点は、この場合、特に重要である。労働者階級の団結権の承認のないところに、近代的生活理念の形成、従つて又生活構造の標準化は存在しえない。蓋し団結権・爭議権を基軸として、労働者階級の諸権利が承認されてゆく過程こそ、近代的生活理念形成の過程だからである。そしてこれはまたナショナル・ミニムム形成の過程でもある。

戦後、主として形式的・法律的な障礙の幾つかは除去された。然し生活理念の形成は、障礙が取り除かれたからとて、一朝一夕にして出来上るものではない。而も、戦後の慢性的大量失業の存在と相も変らざる極端な低賃金の横行とは、法律上の障礙の除去にも拘らず、これに対する大きな阻害的要因をなしている。

かくの如く、日本資本主義發展の特殊的性格は、伝統的なものとして一定の内容をもったところの生活水準の形成を妨げてきた。このことは、生活（家計）内容のアンバランスを意味する。かくて同一家計内に奢侈と貧窮とが同居する。奢侈は高い生活水準の結果ではなく、そのアンバランスの、換言すれば、まさに低い生活内容の産物である。

伝統的な一定内容の生活構造が形成されている場合には、その生活の源泉——所得の僅かな變動（減少）もたちまち生活そのものを脅さずにはいない。これに反して、かかる生活構造が形成されていない社会においては、所得の少々の減少も大した苦痛としては受取られない。そしてこのことは当然、「社会的態度の變化」を生ぜしめるところの「社会的理解」に接近することを妨げる。

五 び す

以上の諸検討の結果、私は、第一に、生活構造の標準化が形成されていないという点、換言すれば個人の生活についての自己責任が社会的に充分否定されていないという点において、第二に——致命的とも云えることだが——最低賃金制が確立されていないという点において、わが国には社会保障制度成立の前提条件が欠けているとの結論に到達せざるをえなかった。然しこのことは、社会保障制度樹立への道が全く塞がっていることを意味するものではない。ただイギリスにおけるが如き包括的な社会保障制度の樹立が、わが国当面の問題とはなりえないということ、換言すれば、個人の生活を、生じうべきあらゆる危険から救済するという意味での社会保障制度が、当面の課題とはなりえないということの意味するにすぎない。

では当面の課題とは何か？

(1) 最低賃金制の獲得。先づ可能なところから地方別・業種別の最低賃金を獲得し、次第に夫々の隔差を狭めながら、その最低のものが労働力価値の最低限に近づくように押上げてゆく。この過程は、労働者階級の根強い闘いと広範なキヤムペインとを必要とし、そしてこれらは「生活の観念についての根本的変化」を大いに促進し、両々相俟って、社会保障制度成立の前提条件を整備してゆくであろう。なお最低賃金制の確保が、賃金形態の合理化と併行して行われるのてなければ、右述の如き効果を充分に挙げることは不可能であろう。

(2) 全国民に対する医療保障

個人が窮乏に陥込む主要な原因の一つは疾病であるが高価な新薬の出現と結核の蔓延とは、今日、医療費の負担をして、個人生活に対する特に大きな重圧たらしめている。

かかる状況下にあつては、名のみ包括的で実を伴わない「社会保障」を実施するよりも、医療——健康問題のみを

当面の課題として、これと徹底的に取組むことの方が实际的であるのみならず、理論的でもある。

特に疾病中結核の占める比重の大きいわが国においては先づ結核を徹底的に減少^{*}絶滅させ、今日の如き悪循環を断つに非ざれば、それは恐らく将来の社会保障制度を財政的危機に陥し入れ、その効果を著しく減殺するに至るであらう。

* 厚生省の調査によれば、生活扶助に陥入った原因の五〇—五五%は病氣である(『社会保障年鑑・一九五五年版・四一頁』)

** 厚生省結核実態調査によれば、明かに結核の病変を認める者五二七万人、医療を要する者二九二万人という尨大な数値を示している。(前掲年鑑・一五七—一八頁)

(3) 義務教育費の全額国库負担と学童給食

教育費の家計に占める比重は意外に重く、低賃金所得層や農村地帯においては、それは大きな重圧となっている。わが国が当面する社会保障制度が、国民の最低生活を包括的に保障しえないものであるとするならば、少くとも学童の教育と食事の最低限だけはこれを保障し、彼らが欠乏と墮落との悪循環過程に投げ込まれることを防がなければならない。

右の(2)と(3)とは、消費過程の共同化とでも称し得べきものであるが、本来的な意味での社会保障制度の前提条件を欠いているわが国においては(特に生活構造の標準化の未形成を想起されたし)、当面の重要課題は、かかる消費の共同化を押し進めながら、同時に社会保障制度の社会経済的諸条件を徐々に整備してゆくことであると思われる。